（様式第１）

※本報告書は、変圧器本体及び付属する全部の部位の絶縁油中の PCB 濃度が規定値以下となる場合は、報告規則等の廃止届出書等に添付すること。ただし、未洗浄の洗浄可能部位、濃度超過部位又は未測定の部位が残る場合は、報告規則等の変更届出書等に添付すること。

※本報告書に関する必要な書類については、対象機器が廃棄物として排出又は資源の再生利用のために売却された日から 5年を経過する日まで保管すること。

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の課電自然循環洗浄実施報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場の名称 |  |
| 事業場の所在地 | 〒 |
| 連絡先 |  |
| 実施責任者氏名 |  |

対象機器設置場所

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象機器の名称 | 変圧器 | | | | |
| 洗浄可能部位の名称 | 変圧器本体 | LTC  及び浄油機 | ｴﾚﾌｧﾝﾄ | 感温部 | 中間室 |
| 洗浄可能部位の有無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 定格容量 |  | － | － |  |  |
| 銘板油量（L） |  |  |  |  |  |
| 製造者名 |  |  |  |  |  |
| 型式・表示記号等 |  |  |  |  |  |
| 製造年月 |  |  |  |  |  |
| 製造番号 |  |  |  |  |  |
| 元油濃度（mg/kg） |  |  |  |  |  |
| 抜油日（年/月/日） |  |  |  |  |  |
| 注油日（年/月/日） |  |  |  |  |  |
| 課電自然循環洗浄開始日（年/  月/日） |  |  |  |  |  |
| 課電確認日（年/月/日） |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 絶縁油採取日（年/月/日） |  |  |  |  |  |
| 課電期間（日） |  |  |  |  |  |
| 課電自然循環洗浄完了日（年/  月/日） |  |  |  |  |  |
| 洗浄後絶縁油の濃度（mg/kg） |  |  |  |  |  |
| 添付資料番号 |  |  |  |  |  |
| 備考 |  | | | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ブッシング | | | |
| ブッシングの有無 | 有 ・ 無 | 構造種類 | 共油型・共油型以外 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 共油型以外のブッシング | | | |
| 製造者名 |  | 製造番号 |  |
| 型式・表示記号等 |  | 元油濃度（mg/kg） |  |
| 製造年月 |  | 添付資料番号 |  |

※記入欄が足りない場合には、適宜、列や用紙を増やして記入すること。

※洗浄可能部位の名称の欄における LTC 及び浄油機、エレファント、感温部並びに中間室については、変圧器本体の絶縁油と同系統の場合であっても、１．（２）ア）なお書の規定に関わらず、部位ごとに記載すること。

※銘板油量の欄における LTC 及び浄油機、エレファント、感温部並びに中間室については、当該洗浄可能部位の油量が変圧器本体の銘板油量に含まれている場合には、「変圧器本体の銘板油量に含む」と記入すること。

※抜油とは使用中の変圧器等から微量 PCB 汚染絶縁油を抜き取る作業をいい、注油とは使用中の変圧器等に PCB

を含まない新しい絶縁油を入れる作業をいう。

※洗浄可能部位において初回の課電自然循環洗浄を実施する前の絶縁油中の PCB 濃度は、本報告書中では「元油濃度」と表す。元油濃度及び洗浄後絶縁油の濃度の欄には、絶縁油中の PCB 濃度を、有効数字二桁で記入すること。

※元油及び洗浄実施後の絶縁油中のポリ塩化ビフェニル濃度分析値は、分析機関による報告書を添付し、添付資料番号を記入すること。

※課電期間中に変圧器の運転停止があった場合は、その年月日と期間（日）を備考欄に記入すること。

※課電期間とは、課電自然循環洗浄開始日から絶縁油採取日までの期間（日）で、変圧器の運転停止期間を除いた期間（日）を指す。

※課電自然循環洗浄完了日とは、抜油及び注油し、表 1 に定める期間以上課電した後に採油した絶縁油中の PCB

濃度が 0.3mg/kg 以下となったことが確認された日をいう。

※添付資料として、変圧器本体、LTC 及び浄油機、エレファント、感温部、中間室並びに共油型以外のブッシングの部位が分かる図面等を添付すること。

※共油型とは、ブッシング中の絶縁油が変圧器本体と共通した構造のブッシングを指す。共油型以外とは、絶縁油が密封構造のもの又は密封構造と共油構造が共存しているものを指す。

※共油型である場合は、共油型以外のブッシングの欄の記載記入は不要。

※PCB 含有原子力発電工作物を本実施手順書に基づき洗浄した際は、「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の課電自然循環洗浄実施報告書」を「ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物の課電自然循環洗浄実施報告書」に読み替えること。